

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1. 基本理念

自然・歴史・文化が映える、ふるさと郡上の「原風景」をみんなの手で守り育てる

本市には、変化に富んだ地形の上に、緑豊かな山林や“清流”長良川をはじめとした数多くの河川が流れ、美しい自然景観が各所に見られます。また、神社仏閣や文化財等の歴史的な資源、歴史的な趣が残る民家や町並み、季節の移り変わりを感じさせてくれる祭事等、長い年月の中で先人たちによって守り育まれてきた様々な資源があります。

このような本市の景観は、他に自信を持って誇れるものであり、市民一人ひとりの心の拠り所となる「原風景」を形づくっているものです。私たちには、このようなすばらしい本市の景観を次の世代に受け継いでいく義務があります。しかし少子高齢化による後継者不足、無秩序な開発の進行等により、本市の貴重な景観資源は失われつつあり、何も手を打たなければ、今後さらに景観資源の喪失が進んでしまうということを私たちは強く意識する必要があります。

良好な景観は、市民が「このまちに住んで良かった、これからも住み続けたい」と愛着や誇りを持てる、また来訪者が「また訪れたい、このまちに住んでみたい」と思う“まちの魅力”であり、良好な景観を形成するという事は、まさに他に誇れる魅力的なまちをつくることにはほかなりません。

私たちは、本市の魅力となる良好な景観を市民共有の財産として捉え、市民・事業者・行政が一体となって、ふるさと郡上の「原風景」を守り育てていきます。

2. 景観形成の基本方針

基本方針 1

長良川とその支川、それを取り巻く山林の自然景観を大切にす

本市は、市域の大部分が“清流”長良川の源流域を形成しており、市内に24本の一級河川が流れています。特に長良川は市内を縦貫し、本市のシンボリックな景観要素となっています。また長良川における築（やな）漁や、吉田川での鯉のぼりの寒ざらしは地域の風物詩となっており、ウナギ伝説で有名な粥川等、河川は単に自然資源だけでなく、地域の歴史や文化等に密接に関係した要素として捉えることができます。



吉田川

また本市は市域の約9割が山林で占められており、郡上市最高峰の銚子ヶ峰をはじめ、大日ヶ岳、鷲ヶ岳等の高山市との市境に連なる山並みは、本市の景観を美しく縁取っています。また、市内のどこにいても市街地や集落の背景として山林を眺めることができ、本市の景観の“地”となっています。

このような長良川とその支川、それを取り巻く山林の自然景観を、後世に残していかなければならない、本市のかけがえのない資源としてとらえ、これを大切に守り育てます。

基本方針2

固有の地形や土地利用で成り立っている昔からの空間構造を守る

景観は、地形や気象といった自然環境と、その上で展開されてきた人々の営み、その結果としての土地利用の総体として存在します。例えば“洞（ほら）”と呼ばれる谷筋に立地する集落の景観は、谷間を流れる小川と、周囲を取り囲む丘陵地、谷部の低地に広がる集落や田園が一体となって形成されているものであり、自然環境を構成する各要素と、そこでの人々の営みとの関わり合いの中で形づくられています。このような景観は、人々の営みの歴史や文化が色濃く反映されており、地域の「原風景」として極めて重要なものといえます。

本市の景観形成にあたっては、このような自然地形と人為の土地利用で成り立っている昔からの空間構造を重視し、これを守ることを基本とします。

基本方針3

歴史・文化・慣習によって形づくられた各地区ならではの個性や誇りを活かしたまちづくりを進める

本市は、長良川沿いに人口が集積する市街地が立地し、長良川に流れ込む谷筋や山間の僅かな土地に比較的規模の小さい集落が数多く点在しています。本市の景観を考える上では、このような個々の地区や集落単位での良好な景観形成が極めて重要となります。

各地区（集落）には、城下町らしい軒の低い町並みが保存され、また重要無形民俗文化財に指定されている郡上踊が受け継がれている八幡や、白山信仰の影響を色濃く残す石徹白など、その成り立ちや長い歴史の中で培われた慣習等に基づく個性があり、それを表象するような事物や行事が脈々と受け継がれています。このように本市には、各地区（集落）単位、流域単位で特徴ある習慣や文化が、市全域に今もなお息づいています。本市の景観形成にあたっては、このような各地区（集落）の意識面、空間面での“核”となるようなものを見出し、それを活かしたまちづくりを進めることで、地域の人々に愛着を持たれる、それぞれの集落ならではの特徴ある景観づくりを行います。

また本市には、谷間の集落に“洞（ほら）”という地名が見られますが、このような地名は、そこに住んだ先人たちによって、地形、風土、位置や、そこに築かれた人間の文化的営みに関連してつけられたもので、古くから大切に引き継がれてきました。このような、景観とは直接的には関係しないと考えられがちな地名等についても、地域の文化を象徴し、人々の地域に対する愛着を醸成する文化資源として、積極的に残すよう努めます。

基本方針4

郡上市の景観イメージを強く規定する沿道景観を良好に保つ

本市は、比較的幅の広い谷筋に地域間をつなぐ国道等の主要道路が走っています。比較的交通量の多いこれらの道路は、郡上市の景観を体感する主要な視点場となっており、そこから眺められる沿道景観が、本市の景観イメージを強く規定しています。

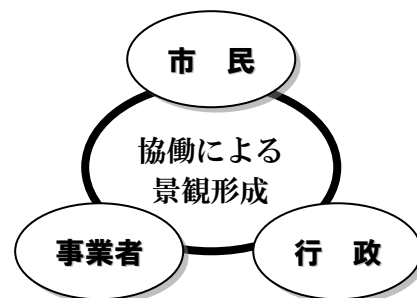
そこで本市においては、これらの道路および沿道エリアを明確に位置づけ、より重点的な景観形成を図ります。

3. 景観形成の推進に関する方針

①協働による景観形成の推進

良好な景観の形成にあたっては、市民・事業者・行政等、本市の景観づくりに関わる全ての主体が適切な役割分担と連携の下で取り組むことが不可欠となります。

そのため、「身近な地域の景観づくりは市民、事業者が主体に」「市全体の景観づくりや地域間の調整は市が主体に」、市民・事業者・行政それぞれの役割分担を明確にした、協働による景観形成を推進します。



<市の責務>

- 良好な景観の形成を図るための施策を総合的に策定し、計画的に実施するとともに、その実施にあたっては、景観法その他の法令による制度を積極的に活用し、施策の実効性を高めるよう努める。
- 本市の魅力的な景観を創出するために、分野横断的な連絡・調整機能を強化するとともに、市の公共施設の整備にあたっては、良好な景観形成の先導的な役割を果たす。
- 良好な景観の形成を図るために必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又は公共的団体等に対し、良好な景観の形成について協力の要請をするものとする。
- 良好な景観形成に関わる施策の策定にあたっては、市民および事業者の意向が反映されるよう努める。
- 市民・事業者の主体的な取り組みを促すため、景観に関わる知識の普及や意識の高揚につながる施策を実施するとともに、必要な支援策を講じるよう努める。

<事業者の責務>

- 土地の利用等の事業活動が地域の景観に大きな影響を与え、また事業所等の施設が地域景観の重要な要素であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める。
- 景観が市民共有の財産であることを認識し、市が実施する良好な景観を形成するための施策に協力する。
- 農業・林業等においては、本市の良好な産業景観の形成に寄与するよう努める。
- 地場材の有効活用方法等、本市の良好な景観形成に寄与するような技術開発等に協力する。

<市民の責務>

- 他に誇れる景観を育み、次世代に継承していくために、自らが景観形成の主体であること、また良好な景観の受益者であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める。
- 景観が市民共有の財産であることを認識し、市が実施する良好な景観を形成するための施策に協力する。
- 本市の良好な景観形成につながるような取り組みや活動を自主的に実施する。

②積極的な普及啓発・広報活動の展開

本市の美しい景観づくりを実現させるためには、できるだけ多くの市民や事業者が本市の景観に対する関心を持ち、良好な景観形成に向けた“一歩”を踏み出すことが求められます。

そのため、シンポジウムの開催や、学校教育・生涯学習の場における「景観出前講座」等を開催することで、景観まちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市のホームページや広報誌等を活用し、規制誘導に関わる制度適用の必要性やその効果、景観まちづくりに対する支援制度の内容、また景観に関わる講演会や勉強会の開催案内等、市民の理解および参加を促すための積極的な情報提供を図ります。

③地域個性を活かした景観まちづくりの推進

本市は広い市域を有しており、第1章の「郡上市の景観」でも示したように、それぞれの地域で景観的特徴は大きく異なります。また、景観まちづくりに対する市民意識の熟度も地域によって差異があることが考えられます。

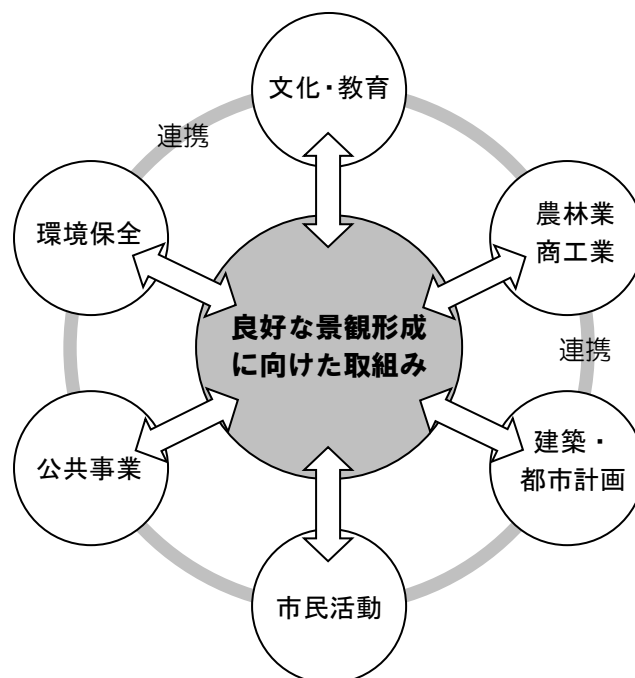
そのため、本市を代表するような特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を『景観形成重点地区』として指定し、地域ごとの「あるべき景観像」をそれぞれの地域で十分に話し合いながら、よりきめの細かい基準等を設定するなど、それぞれの地域の個性を活かした景観まちづくりを推進します。

このような景観形成重点地区の指定により、良好な景観づくりに対する市民意識を高めるとともに、地区間の競争意識や切磋琢磨により、市全体のレベルアップを図ります。

④総合的な推進体制の構築

良好な景観を形成するためには、商工業や農林業等の産業部局、文化財の指定等に関わる文化・教育部局等との連携による総合的、一体的な取り組みが求められます。

そのため、行政内の各部署で実施する各種事業を、本市の良好な景観の保全・形成という大きな目標の元で連携して実施していくために、全庁的な事業調整の場を設け、情報の共有を図るとともに、景観まちづくりの事業調整と連携強化に努めます。また、景観に関する優れた見識を有し、本市の景観をよく知る学識経験者や専門家を景観アドバイザーとして選任し、必要に応じて技術的な助言等を受けられる景観アドバイザー制度を継続して運用します。



4. 景観構造別の景観形成の基本的考え方

(1) 山林景観

- ・本市は市域の約9割が山林で占められており、市内のどこにいても市街地や集落の背景として山林を眺めることができます。また本市の景観を多くの人々が認識する主要な視点場となる東海北陸自動車道からは、連続的に山林景観が眺められます。
- ・このように、山林は美しい緑の背景として本市の景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳信仰が盛んであった本市においては、山への良好な眺望を保全することは歴史・文化的な側面からも重要です。また山林は、防災や水源涵養といった機能面でも重要な役割を果たしています。
- ・本市の山林は、生産を目的として植林された人工林が多くを占め、林業の生産活動を通じて適切な管理がなされ、良好な環境および景観が維持されてきました。しかし近年は、木材流通市場の国際化や地域社会の過疎化・高齢化が進み、林業従事者と“山づくり”を担ってきた地域の活力が減少し、山里の文化が失われつつあります。
- ・また、薪炭材の採取等で人々の生活と密接に関わり、適切に管理されてきた集落背後の里山は、生活スタイルの変化等により利用されなくなり、鬱蒼とした藪になりつつあります。



小川峠から眺められる山並み

○山林の区分による目的に応じた山林整備や管理の実施

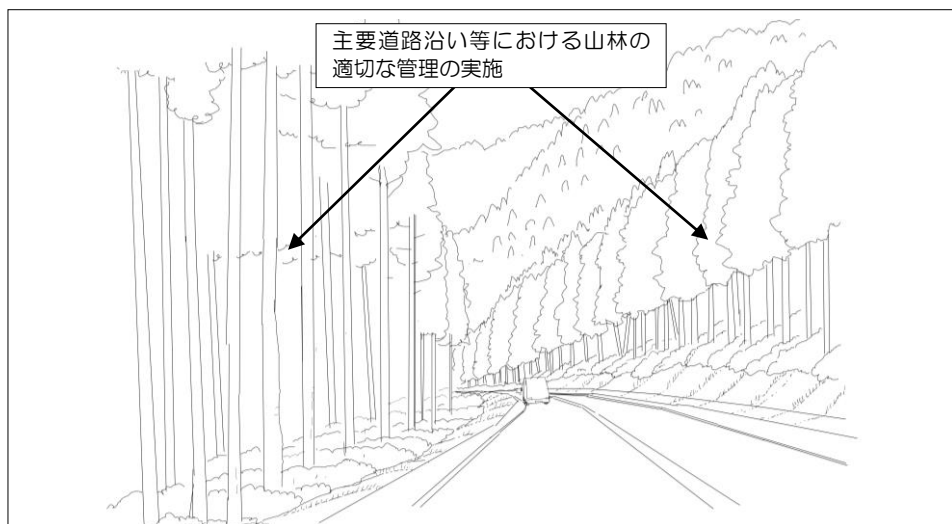
今後は、自然環境の維持を重視する山林、生産を重視する山林、また主要街道沿いや特徴的な景観を有する地区・集落の背景等、景観面において特に適切な管理が求められる山林などに区分し、山林への関わり方や目的に応じた山林整備、管理・保全の方法を見定めながら、良好な山林景観の維持・形成を目指します。

○主要道路沿い等における山林の適切な管理の実施

多くの人々の目に触れることになる主要道路沿いの山林等については、重点的に間伐や枝打ちなどによる、“見える山”の適正管理に努めるとともに、さらには、これらの山林を“見せる山”として演出し、工夫しながら良好な山林景観を形成します。

○山づくり意識の普及・啓発

産業としての林業だけでなく、山林の防災面や水源地としての役割に地域住民が関心を持ち、様々な形で山づくりに関わっていきけるようにするために、各種の市民活動や教育の場を通じて山づくり意識の普及・啓発を図ります。



(2) 高原・リゾート景観

- ・高鷲町のひるがの高原、上野高原、明野高原等では、高冷地野菜の大規模な耕作地や牧草地が広がり、遠方の山並みの稜線が美しいスカイラインを形成する、高原ならではの伸びやかで開放感のある景観が展開しています。このような高原地では、スキー場、別荘地といったリゾート地としての土地利用も見られます。
- ・谷間に山が迫る谷筋集落の景観とは大きく異なるこのような高原の景観は、本市の景観を特徴付ける重要な要素の一つとなっています。
- ・一方で、道路沿いには様々な規模、形態、色彩の屋外広告物が掲出されており、高原ならではの美しい景観が損なわれている地区も存在する他、先に「良好な景観形成を図る上での現状の課題例」でも示したように、一部のエリアでは、狭小区画の別荘地が無秩序に開発されている現状が見られ、良好な環境のリゾート地として成熟していくか懸念されます。

○宅地開発要綱等の制定等による落ち着いたリゾート地の形成

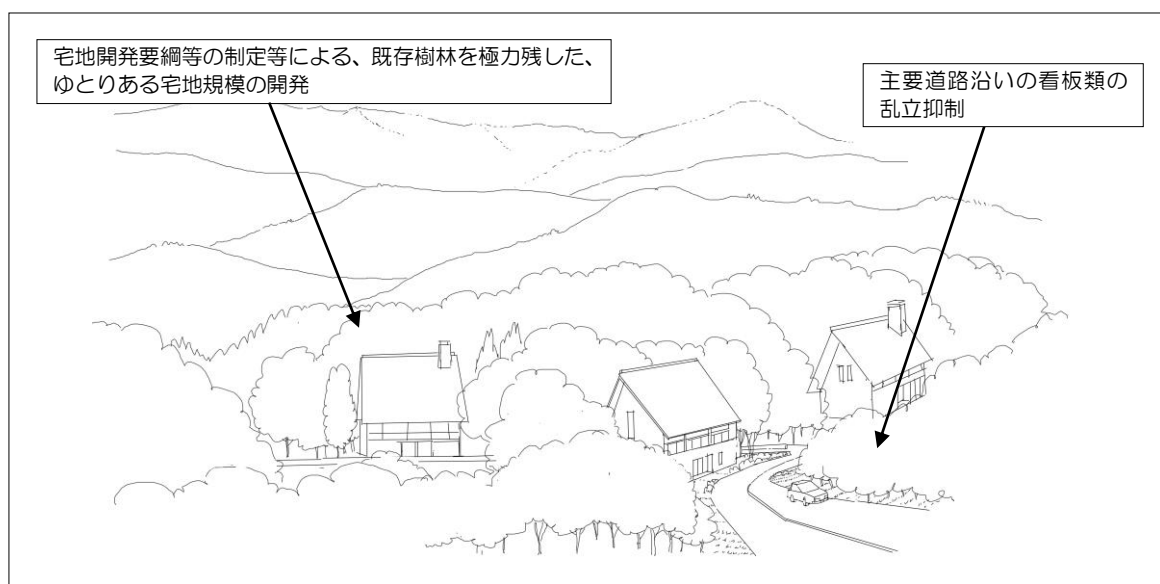
このような高原・リゾート地においては、宅地開発要綱等の制定等により、既存樹林を極力残した、ゆとりある宅地規模の開発を促すとともに、伸びやかな高原景観の眺めを阻害するような主要道路沿いの看板類の乱立を抑制し、高原ならではの伸びやかに広がる農地や豊かな自然環境を活かした、落ち着いたリゾート地の形成を目指します。



ひるがの高原の牧草地



ひるがの高原の大根畑



(3) 谷筋（洞） 集落景観

- ・ 山岳丘陵地帯に位置する本市は、山間を流れる河川によって形成された数多くの谷筋に集落
が形成されており、このような細長い谷筋の地形は“洞（ほら）”という地域独特の名称で呼
ばれています。
- ・ “洞”は山（里山）、集落、農地、川が一体となった空間構造となっており、本市の特徴的な
集落景観を形作っています。特に谷筋上流側の集落は、昔ながらののどかな農山村景観が残
されており、棚田や段々畑が形成されている場合も多くみられなど、それぞれの“洞”には
個性や特徴があります。
- ・ 一方で谷筋上流側の集落は、人口減少や高齢化の傾向が強く、徐々に現在のような良好な農
山村の生活・生産環境や景観を保てなくなることが懸念されます。

○移住者の受け入れ促進等による集落コミュニティの維持・形成

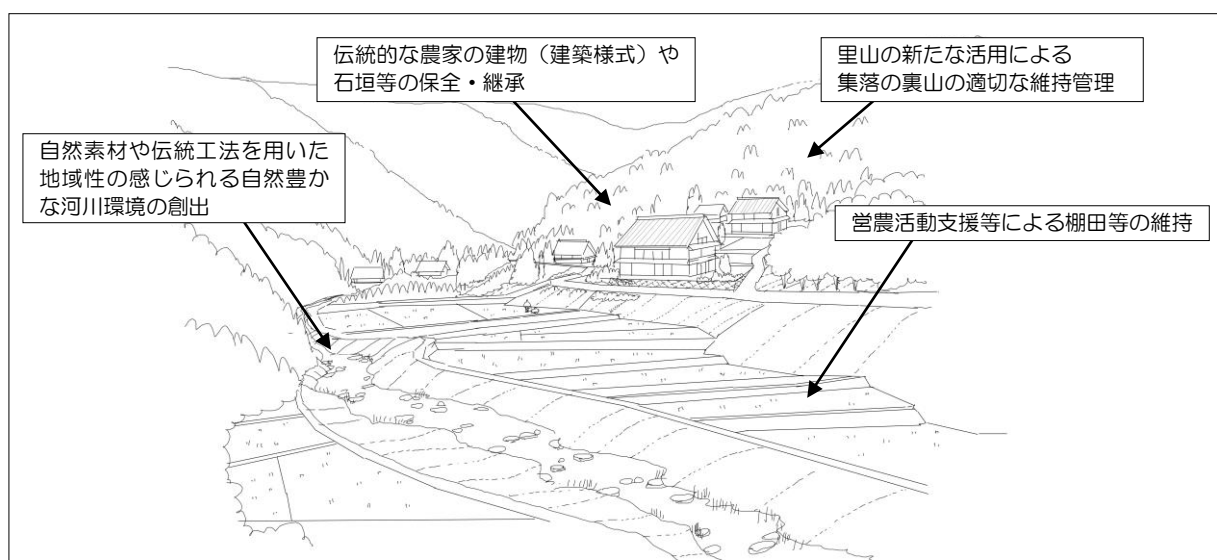
人口の減少傾向が強い谷筋（洞）集落においては、それぞれの“個性や魅力”を見出し、そ
れらを活かすことで、積極的な都市住民との交流活動の展開や、空き家等の住宅ストックを活
用した移住者の受け入れ促進等を図り、集落景観の維持・形成の担い手となる集落コミュニテ
ィの維持・形成に努めます。

○“洞”の空間構造の維持

里山の新たな活用（環境教育や交流活動の場としての活用等）による集落の裏山の適切な維
持管理、伝統的な農家の建物（建築様式）や石垣等の保全・継承、営農活動支援等による棚田
等の維持、自然素材や伝統工法を用いた地域性の感じられる自然豊かな河川環境の創出等によ
り、本市の景観を強く特徴付けている“洞”の空間構造（山・集落・田・川の良好な相互関係）
を適切に維持します。



山（里山）、集落、農地、川で構成される“洞”の景観



(4) 沿道集落景観

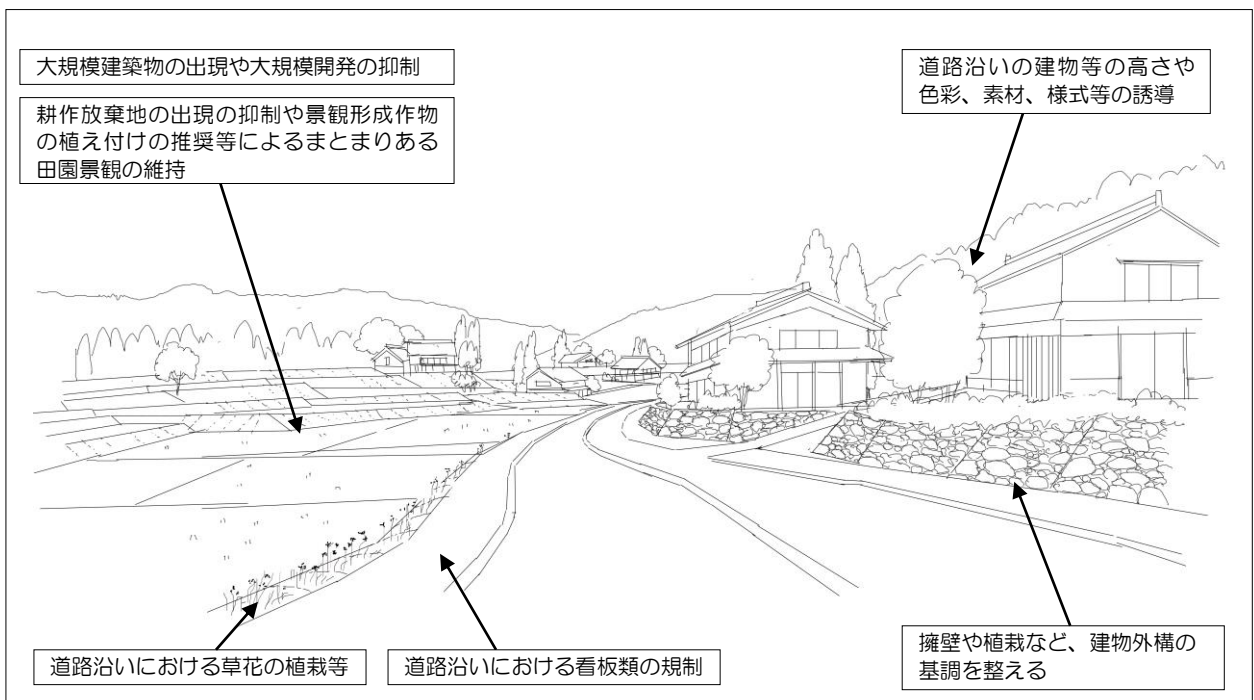
- ・交通量が比較的多い国道等の広域を繋ぐ道路は、郡上市の景観を体感する主要な視点場となります。
- ・このような道路から眺められる沿道集落の景観は、本市の景観を体験する上での第一印象を形成するものであり、本市の景観イメージを強く規定しています。

○秩序ある土地利用の誘導や看板類の整除等による良好な沿道景観の形成

沿道集落においては、本市の景観構造を認識する上で明らかな阻害要素となる大規模建築物の出現や大規模開発の抑制、道路沿いにおける看板類の規制、道路沿いの建物等の高さや色彩、素材、様式等の誘導、耕作放棄地の出現の抑制や景観形成作物の植え付けの推奨等によるまとまりある田園景観の維持、道路沿いにおける草花の植栽等により、道路利用者を迎え入れるホスピタリティが感じられるような沿道景観の形成に努めます。



国道沿いの景観



(5) 市街地景観

- ・八幡地区の城下町の面影が残る町並みは、多くの人々を惹きつける大きな集客資源となっており、「郡上市の景観＝城下町の町並み」として認識されています。また白鳥町中心部にも、趣のある建物が現在も見られます。
- ・このような伝統的な町並みは地域の気候・風土や歴史等の様々な条件により形成されてきた、地域の個性を色濃く表出しているものであり、後世に継承していくことが強く望まれます。
- ・また大和町中心部では、道路整備と公共施設、大規模商業施設の集積により賑わいを生み出している地区や、道の駅や温泉施設等の整備を契機に行楽客の立ち寄りが多くなり、背後地の里山整備なども進められ、今後さらに開発が進む可能性の高い地域も存在します。

○住民協定の締結等による伝統的な町並み景観の維持・形成

伝統的な町並みが残る市街地においては、伝統的な建築様式の尊重による歴史的趣が連担する町並みの維持・形成や、住民協定等による建物の色彩・高さ・様式等の規制・誘導、背景となる山への眺望や通りの突き当りに位置する寺院等の歴史的建築物への見通しの維持・演出等により、多くの人に郡上市の“顔”として認識される市街地の伝統的な町並み景観を磨き、育て、歴史資産を後世に継承していきます。

また、庭木や軒先の草花の植栽やまち中を流れる用水等による、潤いの感じられる町並み形成を図ります。

○市街地近郊における秩序ある土地利用誘導

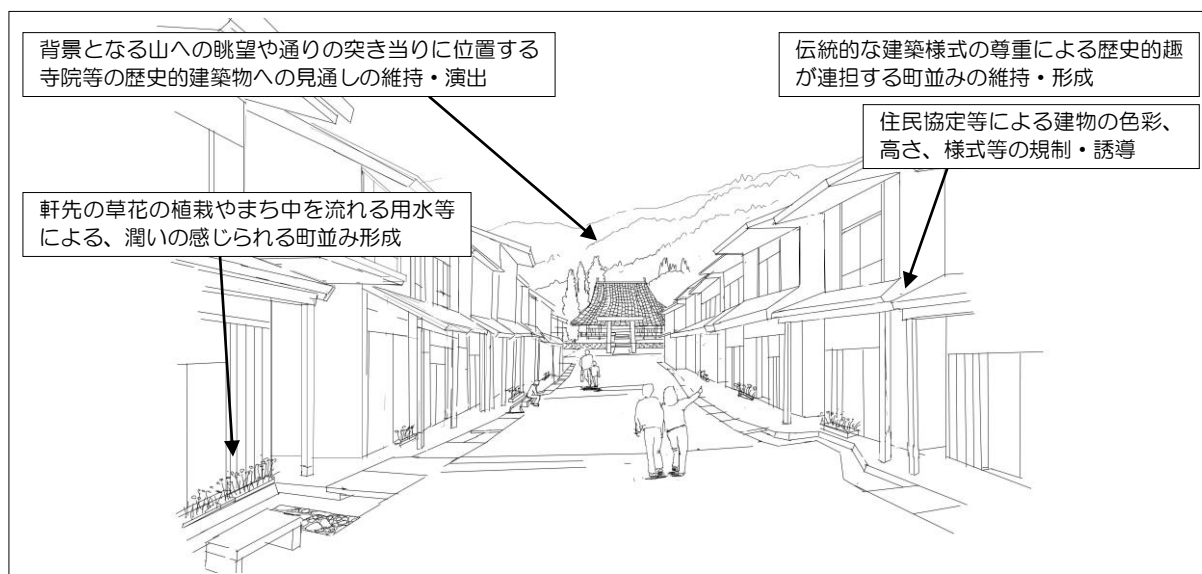
市街地近郊に位置する一部のエリアでは、農地に無秩序に住宅等が建てられている状況が見られることから、都市計画の土地利用区分に基づく適切な規制・誘導を図ることで秩序ある土地利用を促します。さらに国道等の幹線道路沿いにおいては、看板類の適切な規制を図ります。



八幡地区の町並み



白鳥町中心部に残る趣のある建物



<基本理念>

自然・歴史・文化が映える、ふるさと郡上の「原風景」をみんなの手で守り育てる

景観形成の基本方針

【基本方針1】

長良川とその支川、それを取り巻く山林の自然景観を大切にす

本市を縦貫して流れる長良川や、市内を流れる24本の一級河川、また市域の約9割を占め、本市の景観の“地”となっている山林の自然景観を、後世に残していかなければならない、本市のかけがえのない資源としてとらえ、これを大切に守り育てます。

【基本方針2】

固有の地形や土地利用で成り立っている昔からの空間構造を守る

谷間を流れる小川と、周囲を取り囲む丘陵地、谷部の低地に広がる集落や田園が一体となって形成されている谷筋集落の景観など、自然地形と人為の土地利用で成り立っている昔からの空間構造を重視します。

【基本方針3】

歴史・文化・慣習によって形づくられた
各地区ならではの個性や誇りを活かしたまちづくりを進める

各地区には、その成り立ちや長い歴史の中で培われた慣習等に基づく個性があり、それを表象するような事物や行事が脈々と受け継がれています。このような各地区の“シンボル”となるようなものを見出し、それを活かした特徴ある景観づくりを行います。

【基本方針4】

郡上市の景観イメージを強く規定する沿道景観を良好に保つ

比較的幅の広い谷筋を走る国道等の主要道路は、郡上市の景観を体感する主要な視点場となることから、これらの道路および沿道エリアを明確に位置づけ、より重点的な景観形成を図ります。

景観構造別の景観形成の基本的考え方

>>> 山林 <<<

★山林は美しい緑の背景として本市の景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳信仰が盛んであった本市においては、山への良好な眺望を保全することは歴史・文化的な側面からも重要。

- 山林の区分による目的に応じた森林整備や管理の実施
自然環境の維持を重視する森林、生産を重視する森林、また主要街道沿いや特徴的な景観を有する地区や集落の背景等、景観面において特に適切な管理が求められる山林などに区分し、目的に応じた森林整備や管理の方法を見定めることで、良好な山林景観の維持・形成を目指す。
- 主要道路沿い等における山林の適切な管理の実施
主要道路沿いの山林等については、重点的に間伐や枝打ちなどによる、“見える山”さらには“見せる山”としての適正管理に努める。
- 山づくり意識の普及・啓発
地域住民が様々な形で山づくりに関わっていただけるようにするために、各種の市民活動や教育の場を通じて、山づくり意識の普及・啓発を図る。

>>> 高原・リゾート <<<

★遠方の山並みの稜線が美しいスカイラインを形成する、高原ならではの伸びやかで開放感のある景観が展開。

- 宅地開発要綱等の制定等による落ち着きあるリゾート地の形成
宅地開発要綱等の制定等により、既存樹林を極力残した、ゆとりある宅地規模の開発を促すとともに、伸びやかな高原景観の眺めを阻害するような主要道路沿いの看板類の乱立を抑制し、高原ならではの伸びやかに広がる農地や豊かな自然環境を活かした、落ち着きあるリゾート地の形成を目指す。

>>> 谷筋(洞)集落 <<<

★山(里山)、集落、農地、川が一体となった空間構造となっており、本市の特徴的な集落景観を形作っている。

- 移住者の受け入れ促進等による集落コミュニティの維持・形成
都市住民との交流活動の展開、空き家等の住宅ストックを活用した移住者の受け入れ促進を図り、集落景観の維持・形成の担い手となる集落コミュニティの維持・形成に努める。
- “洞”の空間構造の維持
集落の裏山の適切な維持管理、伝統的な農家の建物や石垣等の保全・継承、営農活動支援等による棚田等の維持、自然素材や伝統工法を用いた自然豊かな河川環境の創出等により、本市の景観を強く特徴付けている“洞”の空間構造を維持する。

>>> 沿道集落 <<<

★交通量が比較的多い国道等の広域を繋ぐ道路から眺められる沿道集落の景観は、多くの人々に「郡上市の景観」として認識される。

- 秩序ある土地利用の誘導や看板類の整除等による
良好な沿道景観の形成
大規模建築物の出現や大規模開発の抑制、道路沿いにおける看板類の規制、道路沿いの建物等の高さや色彩、素材、様式の誘導、耕作放棄地の出現の抑制や景観形成作物の植え付けの推奨等によるまとまりある田園景観の維持、道路沿いにおける草花の植栽等により、道路利用者を迎えられるホスピタリティが感じられる沿道景観の形成に努める。

>>> 市街地 <<<

★中心市街地の歴史的な町並みは、多くの人々に「郡上市の顔」として認識されている。

- 住民協定の締結等による伝統的な町並み景観の維持・形成
伝統的な建築様式の尊重による歴史的趣が連担する町並みの維持・形成、住民協定等による建物の色彩、高さ等の規制・誘導等により、市街地の伝統的な町並み景観を磨き、育てる。
- 市街地近郊における秩序ある土地利用誘導
市街地近郊エリアでは、都市計画の土地利用区分に基づく規制・誘導を図ることで秩序ある土地利用を促す。また国道等の幹線道路沿いにおいては、看板類の適切な規制を図る。

景観形成の推進に関する方針

- 協働による景観形成の推進…「身近な地域の景観づくりは市民が主体に」「市全体の景観づくりや地域間の調整は市が主体に」といったような、市民・事業者・行政それぞれの役割分担を明確にした協働による景観形成を推進する
- 普及啓発・広報活動の展開…シンポジウムの開催や「景観出前講座」等の開催による景観まちづくりに対する意識の醸成、市民の理解および参加を促すための積極的な情報提供を図る
- 地域個性を活かした景観まちづくりの推進…特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組む地区の取り組みを積極的に支援する
- 総合的な推進体制の構築…景観形成にかかわる全庁的な事業調整の場を設けるとともに、有識者等を景観アドバイザーとして選任し、必要に応じて技術的な助言等を受けられる景観アドバイザー制度を継続して運用する

5. 景観体験軸の設定

本市は、幾つもの谷筋に集落が形成されており、両側に山が迫った方向性の強い景観が一つの特徴となっています。これら谷筋の中で、比較的幅の広い谷筋に地域間をつなぐ国道等の主要道路が走っており、比較的交通量の多い、これら主要道路から眺められる沿道景観が、本市の景観イメージを強く規定しています。

そこで、本市の景観を体感する場となり、本市の良好な景観イメージを形成する上で極めて重要な位置づけとなる主要道路および鉄道を『景観体験軸』として設定し、より重点的な景観形成を図ることとします。

<景観体験軸設定の考え方>

- ①高速道路、国道、長良川鉄道
- ②高速道路 I C アクセス道路
- ③地域間を連絡する幹線道路
- ④その他（景観形成重点地区のアクセス道）

■景観体験軸の設定路線

①長良川鉄道		①高速道路、国道、長良川鉄道
②東海北陸自動車道		
③中部縦貫自動車道		
④国道 156 号		
⑤国道 158 号		
⑥国道 256 号		
⑦国道 472 号		
⑧高鷲インター線		②高速道路 I C アクセス道路
⑨八背尾線・S A 西線		
⑩白鳥明宝線	通称やまびこロード	③地域間を連絡する幹線道路
⑪剣大間見白鳥線		
⑫鮎立恩地線		
⑬やまびこ線		
⑭ひるがの高原線		
⑮白鳥板取線	通称西側県道	
⑯大和美並線		

【景観体験軸における配慮事項・取り組み事項】

- 沿道（沿線）の開発行為や建築行為を規制・誘導し、良好な町並み形成を図る
- 沿道（沿線）における看板の乱立を抑制する
- 防護柵等の道路付属施設のデザインを統一し、道路周辺への眺めを向上させる
- 橋梁・トンネル坑口等の構造物については、周辺景観への調和を十分考慮したデザインとする
- 対象となる道路に愛称をつけ、馴染みやすくする

■「景観体験軸」の設定路線

<凡例>

【景観体験軸】

- 高速道路
- - - 鉄道
- 国道
- 県道
- 市道

